

更生緊急保護及び
更生保護における社会復帰支援施策について

更生緊急保護について

概要

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

※ 本人の申出が必要

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 起訴猶予者
- 罰金又は料金の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など

措置内容

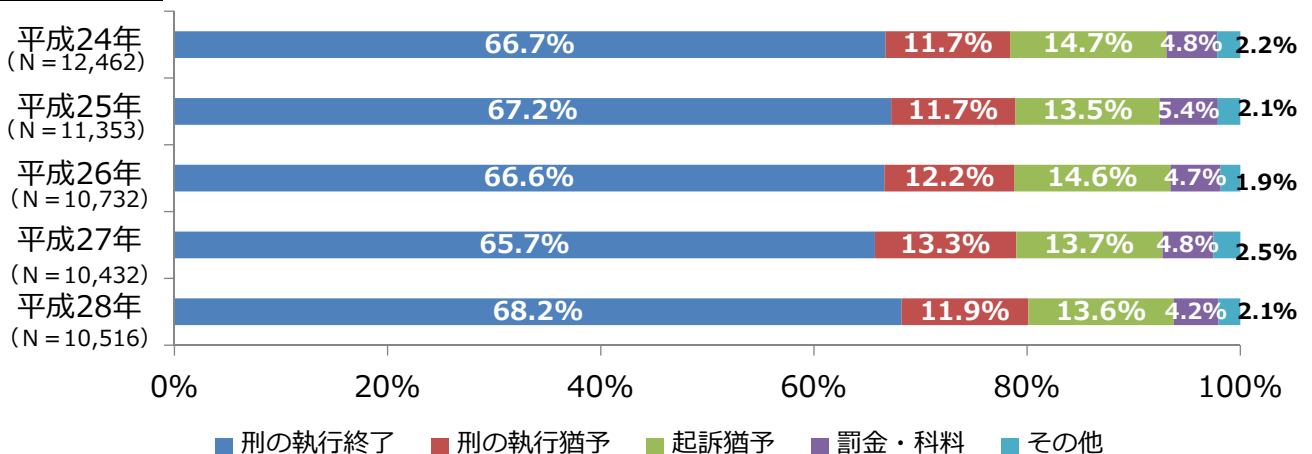
- 宿泊場所の供与（更生保護施設・自立準備ホーム等への宿泊保護委託）
 - 金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
 - 宿泊場所への帰宅援助（旅費給与）など
- ※ 改善更生のために必要かつ相当な限度

保護の期間

- 原則として身体の拘束を解かれて6月以内
- 特に必要があると認められるときは、更に6月以内の範囲で延長可能

更生緊急保護の申出人員（H24～H28）

○申出人員

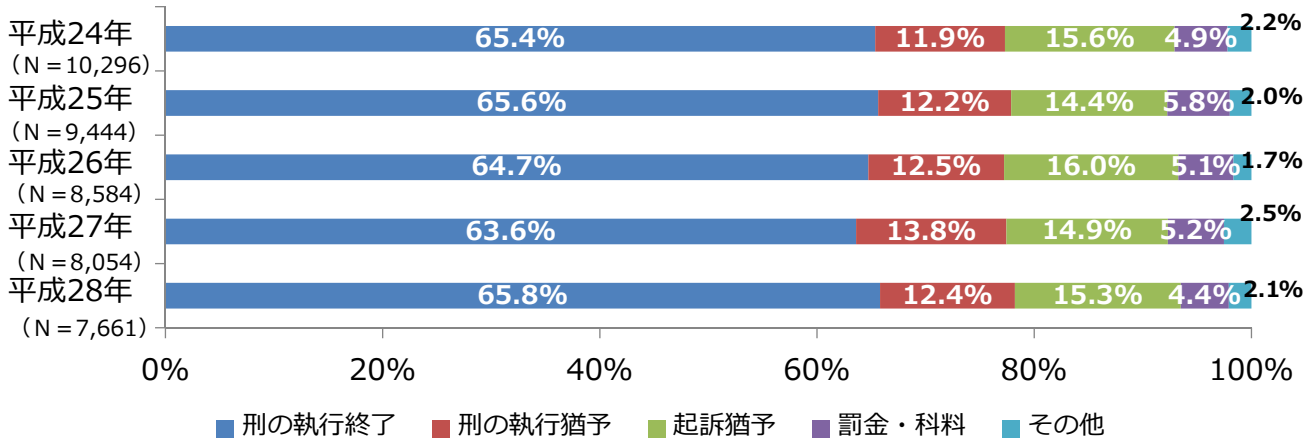


| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 刑の執行終了 | 8,313 | 7,634 | 7,147 | 6,856 | 7,175 |
| 刑の執行猶予 | 1,457 | 1,324 | 1,313 | 1,383 | 1,250 |
| 起訴猶予 | 1,828 | 1,538 | 1,569 | 1,431 | 1,435 |
| 罰金・料料 | 593 | 617 | 504 | 500 | 440 |
| その他 | 271 | 240 | 199 | 262 | 216 |
| 合計 | 12,462 | 11,353 | 10,732 | 10,432 | 10,516 |

(注) 保護統計年報による。

更生緊急保護の実施人員（H24～H28）

○自庁保護（保護観察所において直接行う保護）※食事給与，衣料給与，旅費給与等

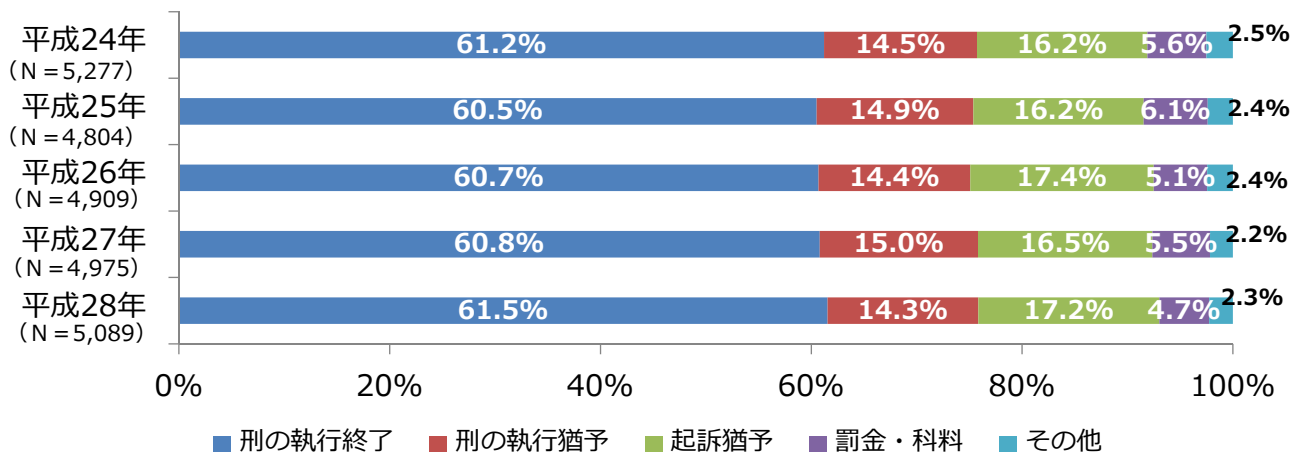


| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 刑の執行終了 | 6,729 | 6,198 | 5,556 | 5,122 | 5,041 |
| 刑の執行猶予 | 1,230 | 1,156 | 1,073 | 1,115 | 951 |
| 起訴猶予 | 1,608 | 1,358 | 1,377 | 1,197 | 1,170 |
| 罰金・科料 | 503 | 544 | 436 | 416 | 339 |
| その他 | 226 | 188 | 142 | 204 | 160 |
| 合計 | 10,296 | 9,444 | 8,584 | 8,054 | 7,661 |

(注) 保護統計年報による。

更生緊急保護の実施人員（H24～H28）

○委託保護（更生保護施設等への宿泊を伴う保護の委託）



| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑の執行終了 | 3,230 | 2,907 | 2,979 | 3,025 | 3,132 |
| 刑の執行猶予 | 766 | 714 | 707 | 747 | 728 |
| 起訴猶予 | 853 | 776 | 854 | 823 | 874 |
| 罰金・科料 | 295 | 292 | 249 | 272 | 240 |
| その他 | 133 | 115 | 120 | 108 | 115 |
| 合計 | 5,277 | 4,804 | 4,909 | 4,975 | 5,089 |

(注) 保護統計年報による。

更生緊急保護の重点実施の試行について（H27年度～）

概要

保護観察所が、**検察庁と連携**し、あらかじめ調査・調整を行った上で、重点的な社会復帰支援が必要な更生緊急保護者について、**宿泊場所の供与等を更生保護施設等に委託し、福祉サービスの調整、就労支援等**を実施するとともに、**重点的かつ継続的な生活指導を行うもの**。

※ 平成25年10月～平成26年度までは、「更生緊急保護の事前調整の試行」として実施。

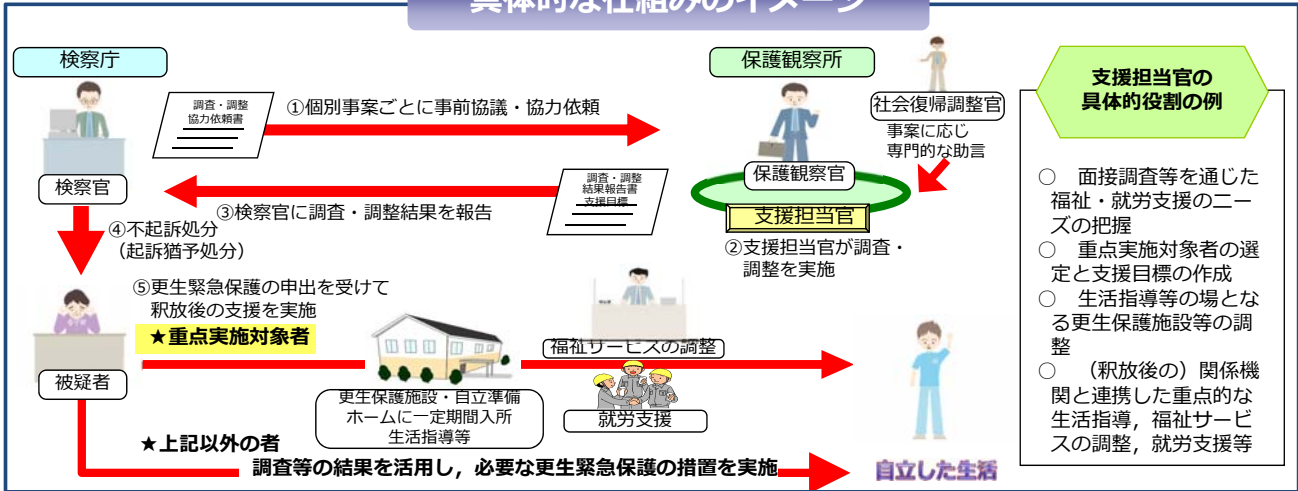
対象

- 更生緊急保護対象者のうち、**特に支援の必要性が高い起訴猶予者**が対象
- 起訴猶予となった後、更生緊急保護を申し出た者について、保護観察所が支援

措置内容

- **更生保護施設**又は**自立準備ホーム**に委託（委託期間は平均して3か月程度（実績））
- 委託期間中、**就労支援、福祉サービス**の調整等を実施
- 更生保護施設等退所後の転居先は、アパート、住込み就労先等が多い。

具体的な仕組みのイメージ



更生緊急保護の重点実施の試行状況（H27年度～H28年度）

○更生緊急保護の重点実施 対象者数とその属性等

| | 対象者数 | 障害等の状況（重複計上あり） | | | | | 年齢 | | | | | |
|-------|------|----------------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | ホームレス | 知的障害 | 身体障害 | 精神障害 | 認知症 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 |
| H27年度 | 215 | 134 | 9 | 8 | 5 | 2 | 19 | 35 | 43 | 47 | 53 | 18 |
| H28年度 | 199 | 133 | 0 | 7 | 6 | 3 | 12 | 28 | 50 | 44 | 56 | 9 |

(注) 「対象者」には障害がない者等も含まれているため、「障害等の状況」欄の合計とは合致しない。

○更生緊急保護の重点実施 支援内容別実施件数

| | 対象者数 | 支援内容（重複計上あり） | | | | |
|-------|------|--------------|----------|--------------------|---------------|----------------|
| | | 就労支援 | 生活保護申請支援 | 介護保険・高齢者福祉サービス利用支援 | 障害者福祉サービス利用支援 | その他の福祉サービス利用支援 |
| H27年度 | 215 | 150 | 42 | 6 | 9 | 13 |
| H28年度 | 199 | 146 | 48 | 7 | 3 | 13 |

(注) 「支援内容」は主なものを計上した。

【参照条文】

更生保護法（平成19年法律第88号）〔抄〕

（更生緊急保護）

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

- 一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
 - 二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
 - 三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
 - 四 前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
 - 五 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わったもの
 - 六 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
 - 七 罰金又は料料の言渡しを受けた者
 - 八 労役場から出場し、又は仮出場を許された者
 - 九 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（保護観察に付されている者を除く。）
- 2 更生緊急保護は、その対象となる者の改善更生のために必要な限度で、国の責任において、行うものとする。

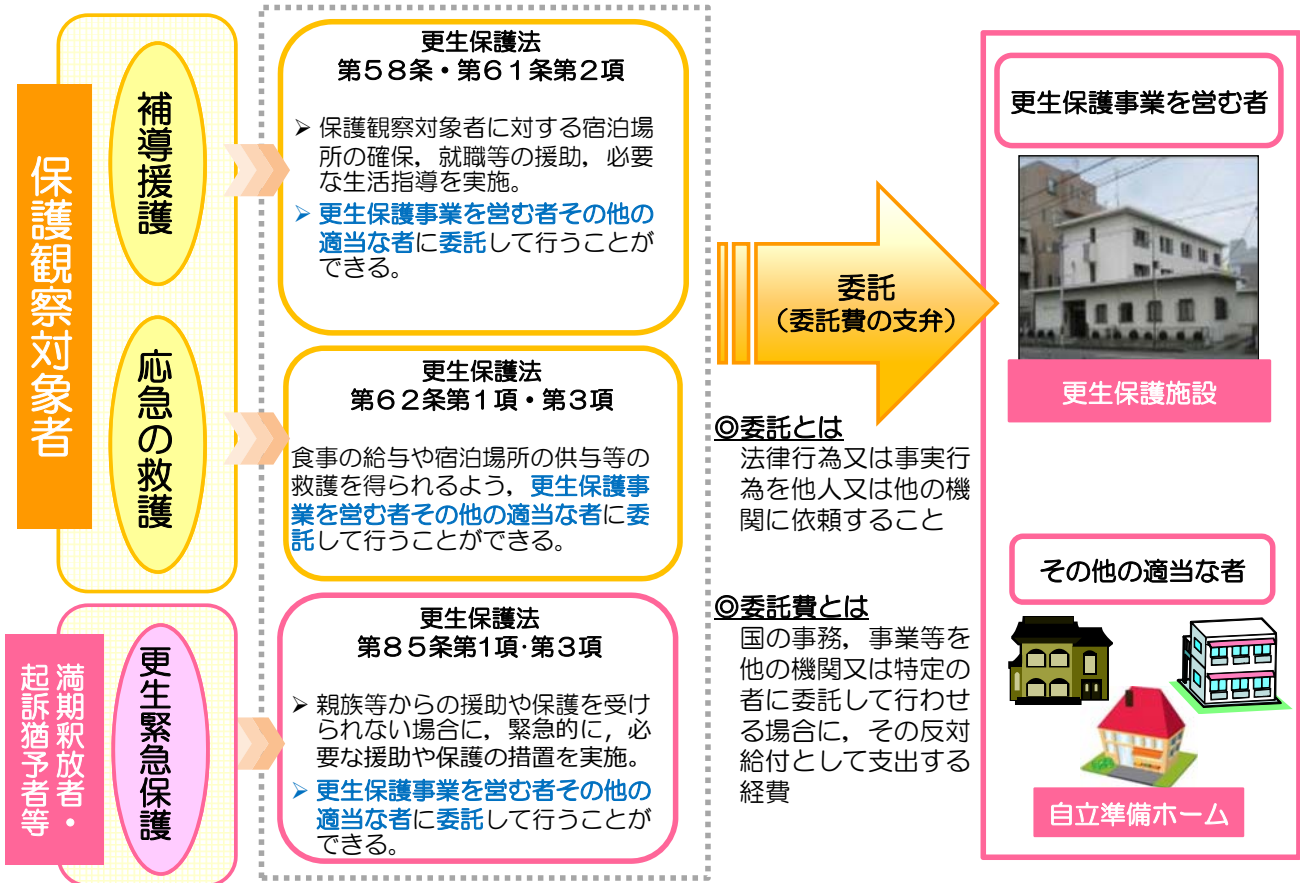
3 更生緊急保護は、保護観察所の長が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うものとする。

4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことができる。

5 更生緊急保護を行うに当たっては、その対象となる者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な保護を受けることができるようあつせんするとともに、更生緊急保護の効率化に努めて、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。

6 更生緊急保護に関し職業のあつせんの必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）の規定に基づき、更生緊急保護の対象となる者の能力に適当な職業をあつせんすることに努めるものとする。

更生保護における社会復帰支援施策①～住居の確保～



更生保護施設

更生保護施設の役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設(刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手)
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設
- ◆ SST(社会生活技能訓練)、酒害・薬害教育の実施など、社会適応力を高める処遇を実施
- ◆ 平成21年度から、指定された施設で高齢・障害者を受け入れるための取組を実施
- ◆ 平成25年度から、指定された施設で薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施するための取組を実施

現在の保護の概況

- ◆ 施設数 103施設 (H29. 6. 1現在)
- ◆ 定員 2,383人 (H29. 6. 1現在)



体制

- ◆ 経営主体
 - ・更生保護法人100施設、社会福祉法人1施設、NPO法人1施設、一般社団法人1施設
- ◆ 職員体制
 - ・常勤職員が4名程度(平成30年1月から、79施設につき、常勤職員1名増配置)

緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の概要

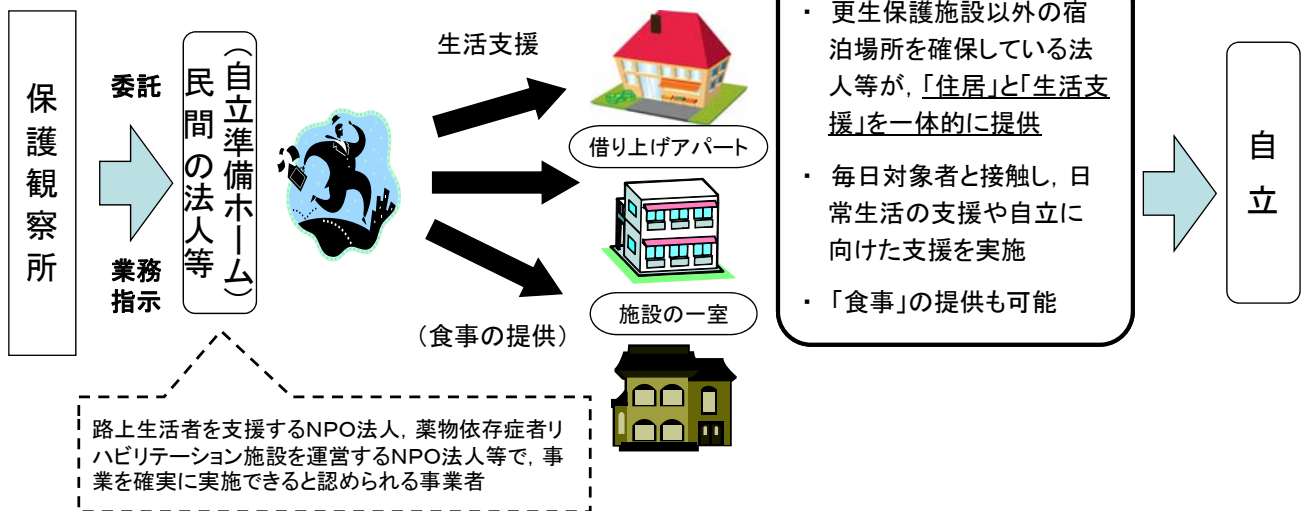
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



【参照条文】

更生保護法（平成19年法律第88号）〔抄〕

（補導援護の方法）

第五十八条 保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 職業を補導し、及び就職を助けること。
- 四 教養訓練の手段を得ることを助けること。
- 五 生活環境を改善し、及び調整すること。
- 六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

（保護観察の実施者）

第六十一条 保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

2 前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

(応急の救護)

第六十二条 保護観察所の長は、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合には、当該保護観察対象者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からその目的の範囲内で必要な応急の救護を得られるよう、これを援護しなければならない。

2 前項の規定による援護によっては必要な応急の救護が得られない場合には、保護観察所の長は、予算の範囲内で、自らその救護を行うものとする。

3 前項の救護は、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

4 保護観察所の長は、第一項又は第二項の規定による措置をとるに当たっては、保護観察対象者の自助の責任の自覚を損なわないよう配慮しなければならない。

更生保護における社会復帰支援施策②～刑務所出所者等に対する就労支援～

